

**「第42回ひろしま技能フェア」  
開催業務委託に関する企画提案公募（プロポーザル）実施要領**

**1 趣旨**

この要領は、「第42回ひろしま技能フェア」の実施に係る業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託者を選定するために必要な事項を定める。

**2 業務の内容**

(1)業務名	「第42回ひろしま技能フェア」開催業務
(2)委託期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
(3)業務内容	「第42回ひろしま技能フェア」開催に係る企画・準備及び運営等 ①スケジュール管理 ②出展内容（オープニングイベント、出展ブース、イベントスペース等）における企画・運営・調整 ③会場設営・撤去、搬出入における企画・運営・調整 ④広報計画、来場者の受入及び誘導體制 ⑤来場者アンケートの実施及び集計、報告書作成 ※詳細は、別紙「第42回ひろしま技能フェア開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。企画提案に当たっては、独自の項目等の追加も可能。
(4)予算上限額	5,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

**3 参加資格に関する事項**

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 企画提案の公告日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、広島県の指名除外を受けていないこと。
- (2) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (4) 県内に本店、支店又は、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (5) 資本金が1,000万円以上であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### 4 募集に関するスケジュール等

(1) 公 告	令和7年5月23日（金）（広島県職業能力開発協会ホームページ）	
(2) 実施要領及び 仕様書等の交付	入手方法	当協会ホームページからのダウンロードにより入手
(3) 企画提案審査 会参加申込書	提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時
	提出方法	郵送（書留郵便に限る）
	提出物	①企画提案審査会参加申込書（1部：別記様式第1号） ②企業・団体の概要（1部：別記様式第2号） ③企業の概要が分かるパンフレット等（1部）
(4) 質問の受付	質問期限	令和7年6月6日（金）午後5時
	質問方法	質問書（別紙様式第3号）を電子メールで送付すること 宛先：ginoushi@hirovada.or.jp 件名：「第42回ひろしま技能フェア」開催業務委託に関する質問
(5) 質問への回答	回答期限	令和7年6月13日（金）午後5時
	回答方法	質問書（別記様式第3号）に回答を付し、参加申込書提出者全員に、電子メールにより回答する。 件名：「第42回ひろしま技能フェア」開催業務委託に関する回答 ※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断した ものについては、質問者に対してのみ回答する。
(6) 企画提案書の 提出期限	提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時（必着）
	提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る）
(7) プレゼンテー ション・審査	日 時	令和7年7月9日（水）14時00分から ※プレゼンテーションの時間割等については、企画提案書提出者に対し、電子 メールにより通知する。
	場 所	広島県情報プラザ 2階 会議室 (広島市中区千田町3-7-47)
(8) 受託予定事業 者の決定	日 時	令和7年7月中旬
	そ の 他	提案書の決定通知書の発行
<p><b>【提出先及び問合せ先】</b>          広島県職業能力開発協会 技能振興コーナー 担当 岡崎          〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47（広島県情報プラザ5階）          電話：082-245-4020 FAX：082-245-4858 E-mail：ginoushi@hirovada.or.jp</p>		

## 5 企画提案書の提出書類等

提出書類	部数	備考
企画提案書提出届	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別記様式第4号によること。</li> </ul>
企画提案書	6部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式自由（A4版両面印刷／表紙等は簡素なもの／ページ数は制限なし）。</li> <li>・表紙に「第42回ひろしま技能フェア開催業務委託に係る企画提案書」と記載すること。</li> <li>・記載項目等については、仕様書を参照すること。</li> <li>・企画提案に当たっては、独自の項目等の追加も可能。</li> </ul>
同種又は類似事業の実績	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由様式（別紙参考様式を参照）</li> <li>・過去5年間以内のものとする。</li> </ul>
見積書	6部 (1部原本、5部コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県職業能力開発協会会長宛とすること。</li> <li>・区分ごとに内容がわかるように記載すること（自由様式）。</li> <li>・積算内訳を添付すること。</li> <li>・消費税及び地方消費税相当額を明記すること。</li> <li>・見積書の提案上限金額は5,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、上限金額を超える提案については、失格とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会への参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。</li> <li>・提出された企画提案書は返却しない。</li> <li>・採用した企画案は、広島県職業能力開発協会により、内容の一部を変更することがある。</li> <li>・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める（部分的な差替えは認めない）。</li> <li>・企画提案を取り下げの場合は、辞退届（別記様式第5号）を提出すること。</li> <li>・参加資格を有しない者の提出した企画案は無効とする。</li> <li>・提出期限までに企画提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。</li> </ul>		

## 6 審査方法等

(1) 審査方法	企画提案に基づくプレゼンテーションを受け、審査会で審査を行う。
(2) 審査内容	<p>次の観点で評価を行い、委員の合議により、最優秀提案（委託予定）事業者及び次点の事業者を選定する。</p> <p>①業務の基本方針 ②実施体制 ③業務の具体的実施方法 ④経費の適正</p>
(3) 採否通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査終了後、速やかに企画提案書提出者全員に対し、結果を通知する。</li> <li>・不採用となった場合の理由、審査経過、全体での順位は公表しない。</li> </ul>
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの方法は自由とする。</li> <li>・パソコン（提案者が用意）、プロジェクター、スクリーン（広島県職業能力開発協会が用意）を使用する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。</li> <li>・1社あたり20分を持ち時間とし、その後20分程度質疑応答時間を設ける。</li> </ul>

## 7 契約内容等

(1) 契約期間	契約締結日～令和8年3月31日（火）
(2) 契約方法	<p>委託予定事業者と提出された企画提案書をもとに協議を行い、業務委託仕様書を定め、その後改めて見積書を徴収し、随意契約を締結する。</p> <p>この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更することがある。</p> <p>また、委託予定事業者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。</p>
(3) 契約額の上限	5,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(4) 契約保証金	免除する。
(5) 契約条項等	契約書に定めるところによる。
(6) 委託料の支払	完了払（口座振替払）とする。

## 8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加事業者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加事業者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加事業者は、業務予定者の選考前に、他のプロポーザル参加事業者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

プロポーザル参加事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加事業者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

## 9 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本件業務に関し、広島県職業能力開発協会から提供した関係資料等は、広島県職業能力開発協会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。